

社会福祉法人南幌町社会福祉協議会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人南幌町社会福祉協議会（以下「法人」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものである。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(日当及び実費弁償)

第3条 役員等が、会議に出席したとき及びその職務に従事したときは、別表のとおり費用を弁償する。ただし、事務局長等が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、役員等の費用弁償支給規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

- (1) 役員等が会議に出席したとき及びその職務に従事した場合の日当及び費用弁償

区 分	日 当	費 用 弁 償
南 幌 町 内	2, 0 0 0 円	委員が会議に出席した時及びその職務に従事した時の車賃は1 kmにつき37円を支給する。 ただし、1 km未満は支給しない。
そ の 他	3, 0 0 0 円	